記載決議手当について

児童扶養手当とは?

児童扶養手当制度は、父母の離婚などにより父親または母親と生計を共にしていない児童が養育される家庭(ひ とり親家庭)に対し、生活の安定と児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

児童扶養手当の由請について

① 支給対象

次のいずれかに当てはまる[児童]を監護(保護者として生活の面倒を見ていること)しているひとり親家庭の父・

◇支給の対象となる児童

- 1. 父母が婚姻を解消した児童
- 2. 父または母が死亡した児童
- 3. 父または母が一定の障害の状態にある児童
- 4. 父または母の生死が明らかでない児童
- 5. 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 6. 父または母が引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童
- 7. 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 8. 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

母または両親に代わってその児童を 養育している方(養育者)が手当を受 けることができます。

※「児童 | とは18歳に達する日以降、 最初の3月31日(18歳年度末)までに ある児童をいいます。ただし、心身 におおむね中度以上の障害(特別児童 扶養手当2級と同程度以上の障害)が ある場合は20歳未満までとなります。

② 児童扶養手当の額

平成23年4月から児童扶養手当額が変更になりました。

◇ 全部支給

対象児童数	全部支給
1人	月額41,720→41,550円
2人	月額46,720→46,550円
3人	月額49,720→49,550円

◇ 一部支給

就労などによる収入のある方は、所得により手当 額がきめ細かく設定されます。

③ 児童扶養手当の支払月

毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分まで支給 されます。

④ 必要な書類

◇ 認定請求書に必要な書類

認定請求書には、戸籍謄本や住民票などを添付す ることになりますが、手当を受ける方の支給要件に よって添付する書類が異なりますので、市児童福祉 課までお問い合わせください。

⑤ 所得制限

受給資格者、その配偶者または同居(世帯分離している世帯を含む)の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前 年の所得が一定額以上であるときはその年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部または全部の支給が制限されます。

認定後の届出義務

認定を受けた方は以下のような届出義務がありますので、事由が生じたときは速やかに届け出てください。

この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなります。2年間この届を出さないと資格を失います。 ※現況届は市児童福祉課から郵送します(8月1日~31日までに提出)。

◇ 資格喪失届

次の場合は(右記参照)、手当を受ける 資格がなくなりますので必ず資格喪失届 を提出してください。届出をしないまま 手当を受けた場合、その期間の手当を全 額返還していただくことになりますの で、ご注意ください。

◇ その他の届出

氏名・住所・支払金融機関変更届など

◇資格が喪失する場合

- ・ 婚姻の届出をしたとき
- 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係になったとき
- 受給者や児童が公的年金を受けることになったとき
- ・ 児童が児童福祉施設に入所したり、受給者が監護または養育しな くなったとき
- 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したときなど

問い合わせ 市児童福祉課25内線1731、1733